

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業公募要領

1 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下、「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保すること。

2 重点医師偏在対策支援区域

医師多数区域（盛岡医療圏※）を除く岩手県内全域

※ 医師少数スポット（葛巻町、八幡平市安代、岩手町川口）は対象

3 補助対象者

支援区域において、令和7年度内に診療所（保険診療を主とする医科）を承継又は開業を予定する者

4 採択基準

岩手県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者

採択にあたっては、次の①～③を考慮したうえで、地域医療対策協議会及び保険者協議会での協議を踏まえ支援対象医療機関を決定します。

- ① 承継・開業予定の2次医療圏内に分娩取扱施設が無い場合は産科を優先
- ② 10万人対医療施設従事医師数（150床以上の病院を除く）の少ない市町村順
- ③ 承継・開業予定地を所管する郡市医師会の意見

5 補助対象経費及び補助率（申請は(1)～(3)いずれかでも可）

(1) 施設整備事業

補助対象	1㎡当たり単価	補助率
○診療部門の整備費（上限面積） ・無床診療所の場合：160㎡ ・有床診療所の場合（5床以下）：240㎡ ・有床診療所の場合（6床以上）：760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費（上限面積） ・医師住宅：80㎡ ・看護師住宅：80㎡	鉄筋コンクリート：484,000円 ブロック：214,000円 木造：355,000円	1/2

(2) 設備整備事業

補助対象	1か所当たり基準額（上限）	補助率
○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000円	1/2

(3) 地域への定着支援事業

補助対象	基準額（上限）	補助率
○診療所の運営に必要な次に掲げる経費	(1)	2/3

・ 職員基本給 ・ 職員諸手当 ・ 非常勤職員手当 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 備品費（単価50万円未満に限る。） ・ 消耗品費 ・ 材料費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 光熱水料 ・ 借料及び損料 ・ 社会保険料 ・ 雑役務費 ・ 委託費	①診療日数《1日～129日》 6,200,000円＋（71,000円×実診療日数） ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円＋（77,000円×実診療日数） ③診療日数《260日以上》 6,200,000円＋（87,000円×実診療日数） （2）訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	
--	--	--

6 応募方法

(1) 提出書類

対象者	提出書類
事業の活用を希望する者（必須）	・ 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業計画書（様式1）
施設整備事業の活用を希望する者	・ 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（継承・開業支援）（様式2） ・ 施設整備事業費内訳書（様式3）
設備整備事業の活用を希望する者	・ 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表（様式4）
地域への定着支援事業の活用を希望する者	・ 所要額調書（様式5-1） ・ 基準額算出調書（様式5-2）

※ 事業者選定後、県への補助金申請時に別途必要書類の提出を依頼します。

(2) 提出期限

令和7年5月19日（月）

※応募状況等に応じて、2次募集を行う場合があります。

(3) 問い合わせ・書類提出先（メール提出）

岩手県保健福祉部医療政策室 医務担当

AD0002@pref.iwate.jp

7 事業スケジュール

時期	内容
～R7.5.19	事業者公募
R7.5 下旬	・ 地域医療対策協議会・保険者協議会 ・ 採択者決定

～R7.5 末	県→厚生労働省へ申請
R7.6	県→申請者へ結果通知
R7.6 末～	・厚生労働省→県へ内示 ・県→事業者へ内示 ・事業開始
～R8.3	支援対象期間

8 留意事項

- ・ 「補助対象経費・基準額等」は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- ・ 本事業は国及び県の予算の範囲内での実施であり、御提出いただいた事業計画に記載された申請額の全額、または一部を支給できない場合がございます。また、応募期限までに事業計画の提出がない場合は、本事業の対象外となりますので、併せて御承知おきください。
- ・ 本事業は岩手県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所が対象となります。補助事業の活用希望のあった事業所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- ・ 「施設整備事業」「設備整備事業」は、県からの内示前に工事等の契約を締結すると補助の対象外となります（国の事務の進捗に合わせて整備を行っていただくこととなりますので御承知おきください）。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- ・ 申請にあたっては、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱（案）」、「医療施設等設備整備費補助金交付要綱（案）」「医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））交付要綱（案）」を参照してください。個別に提供しますので、6(3)問い合わせ先まで事前に請求してください。